

税の納め忘れはありませんか？

町では、皆さまから納めていただく税金などを大切な財源として、福祉・教育をはじめとする日常生活を支える身近な行政サービスを行っています。

税金を納め忘れると「滞納」となり、差し押さえなど強制徴収による「滞納処分」が行われます。

納期限を過ぎても納めていない税金などがある人は、早めに納付してください。

【滞納処分とは】

滞納している人の意思にかかわらず、滞納となっている税金などを強制的に徴収するため、滞納している人の財産を差し押さえ、公売などにより換価し、滞納している税金などに充てる一連の強制徴収手続きのことをいいます。

【令和3年度差し押さえ(滞納処分)実施状況】

種 類	件数
預 貯 金	16件
給与など	3 件
そ の 他	5 件
合 計	24件



■納付が困難なときは・・・

災害、病気や失業、事業の休廃業により収入が著しく減少したなど、一時的に納期限までに納付が困難となるやむを得ない理由がある人は、早めにご相談ください。

納付相談のないまま滞納の状態が続くと財産差し押さえなど滞納処分の対象となります。

問 税務課 徴収推進室 ☎32-5091

インボイス制度説明会のお知らせ



令和5年10月1日から制度の開始となりますが、開始日から登録の適用を受けるには、原則として、令和5年3月31日までに申請が必要です。

町では、事業者の皆さまにインボイス制度に対する理解を深めていただくための説明会の申し込みを受け付けしています。定員に達し次第、受付終了となりますので参加希望の人は税務課(☎0584-32-1103)へご連絡ください。

開催日時	会 場	定 員	申込期間
令和5年1月17日(火) 14時～15時	町中央公民館中ホール (養老町石畑491番地)	50人程度	令和5年1月16日(月)まで (平日8時30分～17時)

※定員に達し次第、受付終了となります。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止となる場合があります。

この制度に関するお問い合わせは、国税庁の「消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター」(☎0120-205-553 土・日曜日、祝日を除く9時から17時まで)で受け付けしています。

問 税務署 ☎32-1103